

水漏れ（漏水）による水道料金・公共下水道使用料の減免制度について

木津川市では、宅地内での漏水があった場合、一定の基準を満たした場合に限り料金を一部減免できる制度を設けております。（修繕費用の減免制度はありません。）

減免対象となる主な要件

次のすべての要件を満たしている場合、減免の対象になる可能性があります。

- ・地下、床下や壁面に埋設された目に見えない給水管からの漏水であるとき。（水道）
- ・漏水した水が公共下水道に明らかに流入していないことが確認できるとき。（下水道）
- ・木津川市指定給水装置工事事業者により、修繕工事を完了したとき。
- ・修理後1年以内に異なる漏水箇所で漏水が発生したとき。
- ・修理後1年以内に書面にて減免申請がされているとき。

※やむを得ない理由により、木津川市指定給水装置工事事業者以外で修繕工事をおこなった場合、公共下水道使用料は減免の対象になる可能性があります。（水道料金は対象外）

次のような場合は、減免できません。

- ・ロータック、給湯器、温水器、ボイラー、受水槽、ボールタップ又はフラッシュバルブ等の故障による漏水のとき。（水道）
- ・給湯管の故障による漏水のとき。（水道）
- ・漏水した水が公共下水道に明らかに流入していることが確認できるとき。（下水道）
- ・漏水の原因が故意のものであるとき。
- ・修理後1年以内に同じ漏水箇所で漏水が発生したとき。
- ・修理後1年以内に書面にて減免申請ができないとき。

申請書類

- ・水道料金減免申請書・公共下水道使用料減免申請書（1枚両面）
（修繕箇所周辺の簡易な平面図の記入が必要（別紙でも可））

※市 HP から様式のデータをダウンロードすることができます。

- ・修繕前後の写真

※やむを得ない理由により、木津川市指定給水装置工事事業者以外で修繕工事をおこなった場合は、その理由を確認できる資料の提出を求める可能性があります。

減免対象期間

・漏水により水量が増加した期間の内、漏水していた期間にかかわらず、最大4か月分です。

減免金額

・漏水により増加したと思われる水量の内50%(下水道は100%)に相当する料金です。

減免申請後

・審査後、減免の決定等を通知し、還付が発生する場合は、申請書に記載していただいた口座に振り込みます。

※通知までにお時間をいただきます。

問い合わせ
木津川市上下水道部業務課
電話 0774-75-1250